

令和2年度
福島町議会定例会
4月会議議案

福島町

議案第1号

福島町国民健康保険条例の一部改正について

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月24日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険条例(昭和35年福島町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日) 1 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日等) 1 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の</p>

給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとき

はその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

7 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島町国民健康保険条例附則第2項から附則第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第2号

福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

福島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月24日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福島町後期高齢者医療に関する条例(平成20年福島町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福島町において行う事務) 第2条 福島町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略)	(福島町において行う事務) 第2条 福島町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(7)の2 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u>
(8) (略)	(8) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和2年度福島町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,709,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		324,320	5,865	330,185
	2 基 金 繰 入 金	324,317	5,865	330,182
歳 入 合 計		3,703,478	5,865	3,709,343

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		84,070	2,245	86,315
	1 商 工 費	84,070	2,245	86,315
9 消 防 費		227,783	3,620	231,403
	1 消 防 費	227,783	3,620	231,403
歳 出 合 計		3,703,478	5,865	3,709,343

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 繰入金	324,320	5,865	330,185
歳入合計	3,703,478	5,865	3,709,343

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	84,070	2,245	86,315				2,245
9 消防費	227,783	3,620	231,403				3,620
歳出合計	3,703,478	5,865	3,709,343				5,865

歳 入

2 歳入

17款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	238,873	5,865	244,738	1 財政調整基金繰入金	5,865	財政調整基金繰入金	5,865
計	324,317	5,865	330,182				

歳

出

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	財 價 所 の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
2 商工振興費	26,099	2,245	28,344			2,245	18 負担金・補助 及び交付金	2,245	商工振興費 18 福島町商工会補助金 2,245
計	84,070	2,245	86,315	0	0	2,245			

9 款 消防費

1 項 消防費

1 災害対策費	13,571	3,620	17,191			3,620	10 需用費	3,320	3,620	防災備蓄品整備事業費 10 消耗品費 3,320
							17 備品購入費	300	300	17 防災用備品購入費 300
計	227,783	3,620	231,403	0	0	3,620				

議案第4号

令和2年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		614,752	541	615,293
	1 道負担金	614,752	541	615,293
歳入合計		774,234	541	774,775

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		606,461	541	607,002
	6 傷 病 手 当 金	0	541	541
歳 出 合 計		774,234	541	774,775

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 道 支 出 金	614,752	541	615,293
歳入合計	774,234	541	774,775

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	606,461	541	607,002	541			
歳出合計	774,234	541	774,775	541			

入 歳

2 歳 入

3 款 道支出金

1 項 道負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等負担金	614,752	541	615,293	2 保険給付費等 特別交付金	541	特別調整交付金（傷病手当金分） 541
計	614,752	541	615,293			

歲 出

3 歳 出
2 款 保険給付費
6 項 傷病手当金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源	地 方 財 源	其 他	区 分	金 額	
1 傷病手当金	0	541	541	541			18 負担金・補助 及び交付金	541	傷病手当金 18 傷病手当金 541
計	0	541	541	541	0	0			

報告第1号

専決処分した事件の報告について

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年4月24日提出

福島町長 鳴海 清春

専 決 処 分 書

令和元年度福島町の一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項の指定に関する条例第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

福島町長 鳴海 清春

令和元年度福島町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地 方 譲 与 税		24,590	3,325	27,915
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	16,000	3,325	19,325
6 地 方 消 費 税 交 付 金		80,000	2,007	82,007
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	80,000	2,007	82,007
9 地 方 交 付 税		1,827,902	△ 5,553	1,822,349
	1 地 方 交 付 税	1,827,902	△ 5,553	1,822,349
16 繰 入 金		420,445	221	420,666
	2 基 金 繰 入 金	419,577	221	419,798
歳 入 合 計		3,994,323	0	3,994,323

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	24,590	3,325	27,915
6 地方消費税交付金	80,000	2,007	82,007
9 地方交付税	1,827,902	△ 5,553	1,822,349
16 繰入金	420,445	221	420,666
歳入合計	3,994,323	0	3,994,323

入 歳

2 歳入

2 款 地方譲与税

1 項 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 自動車重量譲与税	16,000	3,325	19,325	1 自動車重量譲与税	3,325	自動車重量譲与税	3,325
計	16,000	3,325	19,325				

(単位：千円)

6 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	80,000	2,007	82,007	1 地方消費税交付金	2,007	地方消費税交付金	2,007
計	80,000	2,007	82,007				

9 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	1,827,902	5,553	1,822,349	1 地方交付税	5,553	特別交付税	5,553
計	1,827,902	5,553	1,822,349				

1 6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	200,807	221	201,028	1 財政調整基金繰入金	221	財政調整基金繰入金	221
計	419,577	221	419,798				

2 款 地方譲与税

6 款 地方消費税交付金

9 款 地方交付税

1 6 款 繰入金